

大阪市環境影響評価専門委員会（水質廃棄物部会）会議要旨

1 日 時 令和8年6月5日（金）10時00分～11時42分

2 開催場所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者 専門委員会委員：貫上会長 木元委員 花嶋委員
連絡会委員：環境局環境管理部環境管理課長 他
事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

- (1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書について
- (2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書について

5 議事要旨

- (1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の内容について、審議を行い、次のとおり意見があった。

〔全般事項について〕

- ・ 事業計画地における土壌汚染の現地調査で汚染が確認されたため、工事着手前に地下水汚染を調査するとされている。建設工事中は地下水を利用しない計画とされているが、工事に伴い発生する濁水の処理について、有害物質の除去など処理方法を確認したが、採用する処理方法及び処理設備が水質変動等に適切に対応できることを事前に検証するとともに、処理水の水質を維持するため、当該設備の維持管理を適切に行うこと。また、定期的に処理水の水質検査を行い、公共用水域への影響が回避または低減されていることを確認すること。

〔土壌、廃棄物について〕

- ・ 土壌汚染等の範囲を明らかにする目的で、建設工事の着手までに追加調査を実施する予定であることから、当該調査結果を踏まえ、汚染土壌の拡散及び雨水等の浸入を防止するための措置を環境影響評価書に記載すること。
- ・ 建設工事で発生したコンクリート塊及び汚染土壌を事業計画地内の工事で再利用する場合は、利用先の工事内容に応じて適切な措置を講ずるとともに、利用場所や利用量等のトレーサビリティを確保するため、記録し保存すること。
- ・ 電気炉鋼の生産能力増強に伴い産業廃棄物の発生量及び最終処分量が現状より増加すると予測されていることから、産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的利用に積極的に取り組むこと。また、生産工程以外から発生する廃棄物についても、分別排出ルール周知やチェックリストの整備等により、事業所から排出される廃棄物の発生抑制等に取り組むこと。

(2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の内容について、審議を行い、次のとおり意見があった。

〔全般事項について〕

- ・ 本事業の実施にあたっては、護岸整備・埋立てに伴う海域環境への影響の低減に努めるとともに、事業計画地周辺における生物の生息・生育環境に適切に配慮すること。
- ・ 事業計画地を含む海域は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける。そのため、同法に基づく国の「瀬戸内海環境保全基本計画」に掲げる目標の達成と維持に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、「埋立ての基本方針（昭和 49 年 5 月、瀬戸内海環境保全審議会の答申）」に示す環境保全上の配慮に取り組むこと。

〔水質について〕

- ・ 周辺海域への濁水拡散を最小限にとどめるため、建設工事中は汚濁防止膜を設置することとしているが、汚濁防止膜は風、波及び潮流の作用を受け続け、貝や藻類の付着により劣化・破損等が生じるおそれがあることから、定期的な点検及び計画的な補修を行うなど維持管理を適切に実施すること。

〔廃棄物、残土について〕

- ・ 廃棄物に係る環境保全目標として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準に適合すること」を掲げているため、工事排水の処理に伴い発生する沈殿物（汚泥）についても適切に評価すること。
- ・ 建設工事に伴い発生する残土量は 86,837 m³と予測されているが、全量を処分する計画となっている。建設発生土は有効利用可能な資源であることから、他の工事での利用を含め、残土の有効利用に取り組むこと。

6 問合せ先

環境局環境管理部環境管理課

住所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル 0's 棟南館 5 階

電話 06-6615-7938